

# 一四世紀ヴィスコンティ国家下ベルガモにおける代官と代官区

佐藤 公美

【要約】 本稿はルネサンス期イタリアの代表的地域国家（領域国家）であるヴィスコンティ国家について、その領域支配制度における革新的要素の一つである、農村部及び溪谷部に設置された代官区の規範と現実を検討し、その特質を被支配地域の在地社会との関係において明らかにした。ヴィスコンティ国家の代官という役職の定着と発展を支えたのは、在地社会内部でゲェルフィとギベツリーニの党派抗争を展開しつつ、そこに生じる必要を代官の役職に結実させていった溪谷や農村の住民達であった。彼らは規範的水準での代官の役職の解釈にも、在地的需要を反映させ、同時に代官の権力の弱体性に基づいて、国家と地域の関係に保護と庇護の双務的性情を与え、更に在地紛争遂行における正当化の根拠、又は有利な回路として国家を利用していった。一四世紀のヴィスコンティ国家の下では、このような国家と地域の不可分の関係が、ゲェルフィ・ギベツリーニ抗争の在地的展開を介して形成され、地域国家の展開を支えていたのである。

史林 九〇巻三号 二〇〇七年五月

## はじめに

「ヴィスコンティ国家 lo stato visconteo」という表現は、一二世紀から一五世紀にヴィスコンティ家が権力を掌握することによって現在のロンバルディアを中心とする北イタリア一帯に形成され、君主政的領域国家へと次第に発展した国家的形成体の全体を指す。法的には、一三九五年にジャンガレアツォ「ヴィスコンティが神聖ローマ皇帝の叙任を受け

てミラノ公位に就任するまでは、ヴィスコンティ家の諸君主は、各都市コムーネとの契約関係によって統治権を委任された「シニョーレ」に他ならないが、漸次的なコムーネ自治制度への介入と国家機構の整備、事実上の世襲の確立等を通じて、一四世紀後半にはその支配は不動のものとなっていた。だがその一方で、共和政と自治の長い伝統を持つ「コムーネ世界」北イタリアに君主支配を確立することには巨大な困難が伴っていた。故に一四世紀のヴィスコンティ国家は、都市コムーネと新たに誕生しつつある新時代の国家的形成との間の、緊張と対立、妥協と協調の不断の往復による実験的過程そのものに他ならない。

このようなヴィスコンティ国家を始めとするルネサンス期イタリアの諸国家は、古典的学説の下では、都市コムーネの「危機」から発展したものと捕えられていた。即ち、都市コムーネでは共和制度が都市民一般の政治参加への道を開く一方、農村領域支配の進展と農村貴族の市内移住によって「封建的」対立が都市内に持ち込まれた。そこで混乱を収束させるとともに、上層市民層の階層的利害を保障するために強力な独裁的権力が誕生したとする理解がそれである。ここには、共和政に対する独裁制の勝利という政体論的敗北観と、民衆の政治的台頭可能性の完全な喪失という階級闘争論的敗北観とが二重に投影されている。その結果シニョリーア制の開始は、黄金時代・コムーネ時代からの後退を画する事件として位置付けられ、近世イタリアの全体的沈滞の証左とされていたのである。<sup>①</sup>

しかし一九七〇年代以降のイタリアにおける研究史においては、シニョリーア制と続くルネサンス期の領域国家を衰退史観から解放し、イタリア独自の発展過程として再検討する試みが広範に行われた。<sup>②</sup> G・キットリーニはこの現象に、急速な市民層の成長に基づく社会的・経済的变化を受けた都市コムーネが、より安定した国家と政府の創出へ向かって再編される動きに対応したものであるという位置付けを与え、より全体的な政治と領域編成に関わる問題として把握しなおそうとした。<sup>③</sup> 即ちルネサンス期領域国家は、農村に対する都市の特権を維持しつつも、新たな均衡の要素としての君主を都市―農村関係に加えた国制として登場する。都市のコンタード支配と広範な自治は君主立法の下に統御される。一方では

都市の上位権力を免れて自治を獲得しようと望む農村領域の防備集落や共同体、有力領主らを君主に直屬させ、都市の影響圏の外部に位置付けることで、都市の強大化を防ごうとする。即ちルネサンス国家は、君主または支配都市、諸都市、自立的農村内諸勢力の間の均衡の確立によって成立するのである。

しかし、このようなキットリーニの制度史的・構造的議論は、主として一五世紀を対象とする研究に基づいている。そのため君主権力と諸地域勢力の間には、既に比較的自明の関係が形成されていたと考えられるが、そこへ至る移行過程のダイナミズムそのものは明らかにされていない。このような問題に関しては、先行する一四世紀の初期ヴィスコンティ国家形成期を個別実証的に検討する他はない。その際に重要であると筆者が考えるのは、キットリーニのモデルを構成する「君主」と「地域団体」の双方が、自らの形成過程の只中であつたという事実である。筆者は前稿において、このような国制の構成要素となる《準都市》共同体の形成を論じたが、そこで確認されたような集落と共同体の拡大や再構成は長期的な過程であり、それらが自ら変化しつつ同時に他の勢力や権力と関係を結び秩序を形成してゆく過程は一四世紀まで継続する<sup>①</sup>。ヴィスコンティ国家はそのような時期に誕生するのである。従つてそこには、都市―農村の二項対立を超えた、地域勢力の形成そのものに関わる複合的な要因が関与しており、それらが国制のあり方を規定している可能性が極めて高いのではないだろうか。

本稿は、このような観点から地域事例を検討することにより、一四世紀ヴィスコンティ国家における地域と国家の関係の形成を立体的に捉えることを期している。以下第一章では、ヴィスコンティ国家に関する近年の研究を整理し、問題の所在と具体的検討対象を明確にする作業を行いたい。

① D・ウェーリー著、森田鉄郎訳「イタリアの都市国家」、平凡社、一九七一年。P. Jones, *Economia e società nell'Italia medievale: la leggenda della borghesia*, in: *Storia di Italia. Einaudi, Annali 1, Dal*

*feudalismo al capitalismo*, Torino, 1978, ID., *The Italian City-State. From Commune to Signoria*, Oxford, 1997. ）、Sよび基本的な展望は、日本「イタリア都市国家史研究における国制史認識においても共有されて

いると言えよう。清水廣一郎『イタリア中世都市国家研究』岩波書店一九七五年。一九七〇年代までの研究動向については、G. Chittolini, La crisi delle libertà comunali e le origini dello stato territoriale, in «*Rivista storica italiana*», 82, 1970, pp. 99-120. (現在③ID, La *formazione dello stato regionale e le istituzioni del contado* - secoli 14-15, Torino, 1979, pp. 3-35に再録); ID, Alcune considerazioni sulla storia politico-istituzionale del tardo Medioevo: alle origini degli 'stati regionali', in: *Annali dell'Istituto storico italo-germanico in Trento*, II(1976), pp. 401-419; ID, Introduzione, in: a cura di G. Chittolini, *La crisi degli ordinamenti comunali e le origini dello stato del Rinascimento*, Bologna, 1979, pp. 7-50; E. Sestan, Le origini delle Signorie cittadine: un problema storico esautito? in: *ibidem*, pp. 53-76. 同時期の国家の問題について日本で近年発表された研究としては、齊藤寛海「一五世紀のフィレンツェにおける権力構造——研究視点についての予備的考察——」、『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』、一九九四年、創文社、四一九―四七五頁。同「トスカーナ大公国の領域構造——コジモ一世時代——」、『信州大学教育学部紀要』。九〇〕一九九七年、七一―八二頁(同「中世後期イタリアの商業と都市」知泉書房、二〇〇二年、四一五―四三二頁に再録)。

## 第一章 ヴェイスコンティ国家と地域をめぐる研究の現状と課題

前述のようなキットリーニの国制モデルに解釈の困難をもたらすのは、「都市」の位置付けであり、その裏面である「コンタード」諸勢力の評価の問題である。キットリーニは都市の不動の中心性を重視しており、有力領主や共同体が国制の枢要として登場するのは、都市との間に一種の均衡を確立するための要素である限りにおいてである。一四四一年に

② 一九七〇年代以降における研究史上の転回については、M. Knapton, Dalla signoria allo stato regionale e all'equilibrio della pace di Lodi, in: a cura di G. Cipiani et al., *Storia della società italiana, diretta da Giovanni Cherubini*, 8: *I secoli del primato italiano: il Quattrocento*, Milano, 1988, pp. 87-122; E. Fasano Guarini, Centro e periferia, accentramento e particolarismi: dicotomia o sostanza degli Stati in età moderna? in: a cura di G. Chittolini, A. Molho, P. Schiera, *Origini dello Stato. Processi di formazione statale in Italia fra medioevo ed età moderna (Annali dell'Istituto storico italo-germanico, Quaderno 39)*, Bologna, 1994, pp. 147-176.

③ G. Chittolini, La crisi della libertà comunale, op. cit.; ID, La crisi degli ordinamenti comunali, op. cit. 服部良久「中世後期の『都市ケルト』地域における都市と国家——比較地域史の「つらみ」」紀平英作編『ヨーロッパ統合の理念と軌跡』京都大学学術出版会、二〇〇四年、五六―一一頁も参照。

④ 拙稿「中世北イタリア《準都市》共同体の形成と発展——カザーレ・モンフェラートと在地紛争——」『史料』八九巻二号、三二六―三七頁、二〇〇六年。

は、自立的領主の裁判権を限定し、そこからの都市裁判官への上訴を認める法令が發布され、司法上も都市の優位が確定する。即ちヴィスコンティ国家は、君主と都市とその他の諸勢力を結び付け、それらの間にヒエラルキーを確立し規律化し、位置付けを与えていくのである。

その一般的妥当性は、近年ヴィスコンティ国家支配下の諸地域事例について、M・デッラ・ミゼリコルディア、M・ジエンティーレ、A・ガンベリーニらによって行われた研究によって検証され、新たな検討の対象として問題が提起されている<sup>①</sup>。ガンベリーニはレッジヨの分析において、ヴィスコンティ国家形成が、中央政府から都市、村落、親族など多様な権力と権利の正当化をめぐる紛争と相互交渉において、都市共同体による未完のコンタード征服の追及や、農村部と都市の双方における基盤の再確立を目指す封建領主の戦略などの複数のダイナミズムの帰結であることを示すとともに、君主と地方の関係形成における特権的主体となり、ヴィスコンティ国家下の重要な官職を占めたのは都市よりもむしろ農村部の大領主家系であったことを示した<sup>②</sup>。ジエンティーレはロツシ家などバルマの農村部領主小国家の検討において、ヴィスコンティ家による集権化政策が精力的に進められたと考えられている時期においても、在地勢力がなお主導権を握り、中央の政策を規定しえたこと、更にこのような小国家の内部で、領主―領民関係が再定義・強化され、中央権力に対する領民の保護者としての領主が独自の行政・裁判機構を確立してゆくことを明らかにした<sup>③</sup>。また、デッラ・ミゼリコルディアは、コモ司教領テッリーナ溪谷・キアヴェンナ溪谷における新旧の司教家臣の領地経営と親族関係の分析において、大所領の解体にともない新家系や在地共同体の保有と経営への参入が生じ、これらの条件に応じて、テッリーナ溪谷地域の領地的自立性が明確性を高めていったことなどを明らかにした<sup>④</sup>。いずれの研究においても注目されるのは、自律的動態を示す農村部諸自治勢力への視点であり、君主と在地団体の二元的関係における都市の不動の中心性を再検討することへの提起である。

だがこのことの射程をキットリーニ・モデルとの関連において即座に判断するのは困難である。キットリーニの「君主

と都市を中心とする在地団体の関係に基づく「二元的国制」という一般的定式は、ある種曖昧な解釈の余地を残しており、都市の優位が幾つかの地域において反転されるという事実が、程度の問題を超えて定式そのものを根本的に変更し得るのかが定かではないからである。この問題については、ルネサンス期地域国家の解釈の出発点である、ヨーロッパの二元的国制という水準に引き戻して、他国の事例と比較考察した上で、実証的事実を位置付けるといふ作業が不可欠であると筆者は考えているが、この点は紙数の都合上、稿を改めて論じなければならない。いずれにせよ上記のような問題は、初期ヴィスコンティ国家における政治的主体の多様性を、個々の研究者の意図や個別研究の妥当性に関わらず都市―農村関係の二項対立の内部に回収してしまい、その結果全体的な国家形成過程として総合的に理解することを困難にしているように筆者には思われるのである。

だが実際にはガンベリーニやジェンティーレ自身が個別の検討において明らかにしているように、コンタードの大領主達は、程度の差こそあれ「スクワドラ」と呼ばれる党派的組織を通じて都市内の政治や抗争を掌握していた。<sup>⑤</sup>従ってここで問題にすべきは、支配下に入る各都市とその支配領域がどのような社会集団によって地域的秩序を決定されており、それらと国家機構がどのような関係を形成しているかということではないだろうか。

そこで本稿は、ヴィスコンティ国家の新要素と支配領域の在地社会における人的集団の現実がより明確に遭遇する場面を分析し、そのような問題に対して一つの貢献をなすことを課題としたいと思う。ヴィスコンティ国家のシニョリア制が、領域編成の問題への対応の所産であるという考えから出発すれば、その新権力としての重要な特徴の一つは、領域政策に現れると言えよう。事実コミュニケーション時代に比しての最大の革新要素は、各都市コミュニケーションへの介入であり、その介入の代表的形態が「分離 (separazione)」である。<sup>⑥</sup>

「分離」は文字通り、コンタード内の有力共同体や領主支配地を都市の支配権から分離し、シニョーレに直属させる制度である。分離された土地は都市コミュニケーションの課税や裁判支配を免れ、税政上の優遇措置と大幅な自治を獲得する。こうし

てヴィスコンティ国家下には、都市コムーネ、その支配下に留まるコンタード、シニョーレに直属する農村部分離地、という三種類の地域団体が成立した<sup>⑦</sup>。都市コムーネ支配下のコンタードに関しては、従来通りの都市による支配が尊重されたが、分離地には代官区 (vicariato) やポデスタ管区 (podestariato) と呼ばれる裁判管区が定められ、シニョーレの役人として代官 (vicario) またはポデスタ (podestà) が中央から派遣された。即ち代官区やポデスタ管区は、ヴィスコンティ国家による新設の枠組みであり、都市コムーネによるコンタード支配からの差異を最も明確に表す要素の一つなのである。

従ってヴィスコンティ国家を特徴づける中央権力と在地社会の関係は、代官区やポデスタ管区の規範と実際と、そこにおける人間集団の行動の双方を検討することによって明らかになるのではないだろうか。だが現実には、ヴィスコンティ国家形成期一四世紀の代官区及びポデスタ管区の研究には史料残存状況の劣悪さによる困難があり、その実態についての仔細な検討は十分になされていない。そこで本稿は、ヴィスコンティ国家下の農村部及び山岳部について、比較的恵まれた史料状況にあるベルガモを検討対象とし、代官区と在地社会の実態把握を試みたいと思う。

ベルガモは郷土史学の豊かな蓄積を持つているが、伝統的にヴィスコンティ支配期、特に一四世紀後半のベルナボ・ヴィスコンティ時代は圧政の時期として厳しく評価されてきた。中でも悪名高いのは、一三六〇年代から七〇年代初頭にかけてベルガモを始めとするアルプス前山地域の溪谷部に広がった反ヴィスコンティ反乱へのベルナボ・ヴィスコンティによる抑圧である。この反乱は、ギベッリーニ党の首領であったヴィスコンティ家に対して、グェルフィ党勢力が山岳地溪谷部に拠点を維持し、広域的な反乱を組織したものであった。ベルナボは溪谷住民らに対して未納負担の帳消しなどを約束したが効果なく、ついには全てのギベッリーニに一切罰を受けることなくグェルフィを殺害する許可を与えるに至った。

だが根強い否定的なイメージにも関わらず、近年は個々のエピソードやヴィスコンティ支配期全体に対する実証研究の努力も行われている。A・サーラは上の反ヴィスコンティ反乱に関して、支援者の人脈や書簡の検討を通じて、溪谷部の反乱がアヴィニヨン教皇庁による支援と策動を受けていた実態を明らかにした<sup>⑧</sup>。このことをより広い文脈の中で考えれば、

反乱そのものをも一概にヴィスコンティ家による圧政の帰結と考えることはできず、むしろ反乱に対する抑圧的対応を、一般的な紛争状況への必要に迫られた対処策と見なす必要が生じてくるのではないだろうか。

この紛争状況という問題を考慮しつつ、コムーネ期からヴィスコンティ支配期に至る一三・一四世紀の財政を検討し、新たな見解を示したのがP・マイノーニである。マイノーニは、ヴィスコンティによる過酷な課税の多くは、コンタードや山岳部の経済に対して、優位を維持しようとしていた都市コムーネ・ベルガモの政策を継承したものであることを明らかにした。そして反ヴィスコンティ反乱も、市民層の地主的収入の危機に平行する溪谷部手工業の発展、それに伴う都市・コンタード対立の激化という、より構造的な要因による紛争に負っていることを示し、一概にヴィスコンティによる誅求に原因を帰すことを批判した。また、徴税システムにおける請負制の実施において、ヴィスコンティ家のシニョーレ達自身が、ベルガモの既存のゲルフィとギベツリーニの首領達に依存せざるを得ず、そのため上のような構造的要因と結合したベルガモ内部の党派抗争の維持・助長に帰結せざるを得なかったというのである<sup>⑩</sup>。

このようなマイノーニの視角は、財政という古典的な研究対象と紛争社会史の接合に対して開かれており、示唆するところが極めて大きい。だがここでマイノーニ自身の研究対象から一歩外に出るが、このような「接合」を実現するには、都市・農村関係というやはり古典的な問題を、紛争社会史の対象となる社会集団に適用して実証し、ヴィスコンティ国家の機構や機能と総合的に考察するという課題が残されている。マイノーニが党派として検討対象としたのは、スアルディ家、リヴォラ家、ボンギ家など、都市を政治的基盤としてそれぞれギベツリーニ、ゲルフィを率いる大親族であり、これらと実際の紛争の舞台となる溪谷部との関係、及びそのような党派と関連する都市・農村関係との上に重なる国家との関係は未だ明らかにされていない。

無論このような課題の全体は本小論の紙幅を遙かに超える。ここでは、主たる検討対象を溪谷部・農村部に限定し、ベルガモにおけるヴィスコンティ国家代官の活動と代官区の実態を、在地の社会集団、特にゲルフィとギベツリーニの党



派抗争との関係において検討することを課題としたいと思う。これらの集団の都市・農村に跨る実態については、稿を改めて論じたい。

そこで以下第二章では、ヴィスコンティ国家支配下で作成された農村部及び山岳部の条令集を史料とし、ヴィスコンティ国家機構の一部としての代官区の規範的意義を明らかにする。それを受けて、第三章では、規範に対する現実を、代官や地域住民の書簡を分析することによって順次検討していくこととした。

- ① M. Della Misencordia, *La disciplina contrattata. Vescovi e vassalli tra Como e le Alpi nel tardo Medioevo*, Milano 2000; ID., *Direntre comunità. Comuni rurali, poteri locali, identità sociali e territoriali in Valtellina e nella montagna lombarda nel tardo medioevo*, Milano, 2006; M. Gentile, *Terra e poteri. Parma e il Parmense nel ducato visconteo all'inizio del Quattrocento*, Milano 2001; A. Gamberini, *La città assediata. Poteri e identità politiche a Reggio in età viscontea*, Roma 2003; ID., *Lo stato visconteo. Linguaggi politici e dinamiche costituzionali*, Milano, 2005. 参考文献の註文より G. Ciccagioni, *Ricerche recenti sulla Lombardia viscontea*, in *«Società e storia»* 107, 2005, pp. 141-159. 参考文献
- ② A. Gamberini, *La città assediata*, op. cit.
- ③ M. Gentile, *Terra e poteri*, op. cit.; ID., *Giustizia, protezione, amicizia : note sul dominio dei Rossi nel Parmense all'inizio del Quattrocento*, in : a cura di F. Cengale, G. Chittolini, G. M. Varanini, *Poteri signorili e feudali nelle campagne dell'Italia settentrionale fra Tre e Quattrocento : fondamenti di legittimità e forme di esercizio*, in *«Reti Medievali Reristica»* 5, [http://www.storia.unifr.it/\\_RM/Rristica,2004](http://www.storia.unifr.it/_RM/Rristica,2004).
- ④ M. Della Misencordia, *La disciplina contrattata*, op. cit.
- ⑤ M. Gentile, *Giustizia, protezione, amicizia*, op. cit.; A. Gamberini, *Da universale a locale. La metamorfosi del linguaggio politico delle Parti attraverso il caso reggiano (secoli XIV-XVI)*, in : ID., *Lo stato visconteo*, op. cit., pp. 265-288.
- ⑥ G. Chittolini, *I capitoli di dedizione delle comunità lombarde a Francesco Sforza*, in : ID., *Città, comunità e feudi negli stati dell'Italia centro-settentrionale (secoli XIV-XVI)*, Milano, 1996, pp. 39-60; ID., *Le 'terre separate' nel ducato di Milano in età sforzesca*, in : *ibidem*, pp. 61-84.
- ⑦ G. Chittolini, *Premessa*, in : *ibidem*, pp. IX-XXVIII.
- ⑧ B. Belotti, *Storia di Bergamo e dei bergamaschi*, Bergamo 1959 [集 1992].
- ⑨ A. Sala, *La cospirazione antiviscontea in Bergamo del 1373*, in *«Archivio Storico Bergamasco»* 3, 1983, pp. 9-35.
- ⑩ P. Mannoni, *Le radici della discordia. Ricerche sulla fiscalità a Bergamo tra XIII e XV secolo*, Milano 1997.

## 第二章 ベルガモ農村・溪谷条令集に見るヴィスコンティ国家代官と代官区

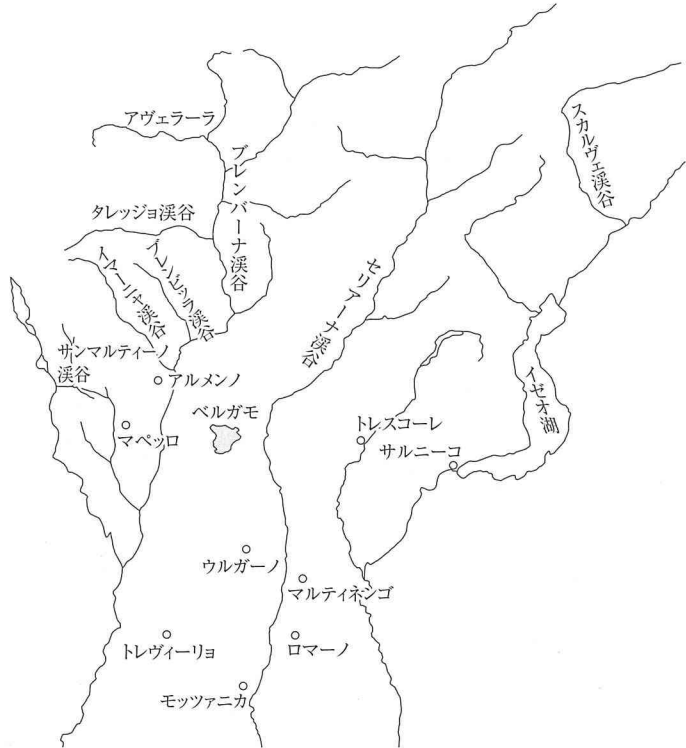
ヴィスコンティ家は、最有力貴族家系の一つとして都市ミラノに台頭し、一三世紀には市内党派抗争の貴族的党派の筆頭となった。ゲルファイ党の首領デッラトツレ家との抗争に勝利し、一二八七年、マッテオ・ヴィスコンティがミラノのカピターノ・デル・ポポロに就任し、その後一二九四年にはロンバルディア皇帝代理に任命された。マッテオの死後、カピターノ・デル・ポポロ職を継承した息子ガレアツツォも皇帝代理となり、その死後はアツツォ・ヴィスコンティが同職に就任し、事実上の世襲が実現する。こうして一三三九年には、アツツォの二人の叔父ルキノとジョヴァンニにシニョーレの地位が承認され、一三五四年にジョヴァンニが他界すると、その三人の甥マッテオ・ベルナボ・ガレアツツォ二世が勢力範囲を三分して継承し、マッテオの死後にはベルナボとガレアツツォがそれを二分する。このガレアツツォを継ぎ、伯父ベルナボを倒して、やがて公位に登るのがジャンガレアツツォ・ヴィスコンティである。彼らの勢力の拡大は、他都市との党派的關係によっても支えられていた。ヴィスコンティは一三世紀には既に個人の資格で複数の他都市の政治に介入し始めており、他都市の有力者も自らの市内党派抗争におけるヴィスコンティの支持をあてにしていた<sup>①</sup>。

そのような中で、ベルガモ(地図①)もヴィスコンティ家のシニョリーア支配へ向かった。当時のベルガモでは、民衆を支持基盤とする党派と貴族を中心とする党派が市内抗争を続け、前者をリヴォラ家が、後者をスアルデイ家が率いており、スアルデイ家がマッテオ・ヴィスコンティに支援を依頼した。ベルガモにゲルファイ・ギベツリーニの呼称が導入されたのはこの時である。その後一三二一年、ハインリヒ七世がギベツリーニのロドヴィーコ・ヴィスコンティをベルガモのポデスタに任命し、マッテオ・ヴィスコンティがロンバルディアに確立した覇権を背景に、一三二七年には、ベルガモのゲルファイもマッテオ・ヴィスコンティに服従を誓う。その後ベームン王ヨハン<sup>②</sup>の支配を経て、ベルガモのシニョリーアはアツツォ・ヴィスコンティの手へと移行し、ルキノ、ジョヴァンニからベルナボへと継承されて行く。この



間に、渓谷地帯の都市からの分離と代官区の設置が徐々に行われて行くのである。<sup>②</sup>

ベルガモの渓谷部(地図②)にヴィスコンテ  
 一家の代官区の存在が初めて確認されるのは、  
 一三三八年である。<sup>③</sup> 分離された渓谷は「免税渓  
 谷 (valle esente)」と呼ばれ、都市にとつての負  
 担も大きいため、当初は五渓谷に限られていた。<sup>④</sup>  
 これらの代官区の枠組みは当初極めて不安定な  
 様相を示している。一三五九年には、ブレ  
 ンバーナ渓谷、イマーニャ渓谷及びサン・マルテ  
 イーノ渓谷の三渓谷は単独の代官の管轄となっ  
 ている。その後一三六三年と六五年には、これ  
 ら三渓谷にセリアーナ渓谷も加えたものが一人  
 の代官に任され、一三六八年にはブレンバーナ  
 渓谷とセリアーナ渓谷が単一の共同体を形成し、  
 一人の代官に任されている。<sup>⑤</sup> だがこれに続く時  
 期には、諸代官区は細分化の方向へ向かう。一  
 三六八年にはタレッジョ渓谷も代官区を持つて  
 いた。<sup>⑥</sup> 翌一三六九年には、ベルガモ市のコン



地図② ベルガモと周辺農村部・渓谷部

集落の条例集は一般に「農村条例集」に分類される。一方「渓谷条例集」は渓谷共同体、即ち渓谷内に分布する個々の集落の連合をその適用対象とする。<sup>⑧</sup>

ベルガモの渓谷・農村条例集に関しては、残存状況と保存状況を総合的に調査・整理したM・コルテージの研究の恩沢

タードから許可なく鉄を輸出することを禁じるために、シニョーレ補佐官ギゾラがコンタード内各地に宛てた書簡に、平野部のそれも含めて総数十一の代官区・ポデスタ管区名が挙げられている。即ち、上セリアーナ渓谷、下セリアーナ渓谷、ブレンバーナ渓谷、サン・マルティン渓谷及びイマーニャ渓谷、アルメノ及びマペッロ、トレスコーレ渓谷、サルニニコ、コロニーヨ、ロマーノ、マルティネゴ、ウルガーノである。<sup>⑨</sup>

ここで条例集の内容分析に入る前に、その性格について若干の整理をしておきたい。イタリアで「条例集 (statuti)」と呼ばれる史料は、他国の「都市法」や「村法」に相当する規範史料である。「都市条例集」はコンタードを支配する都市のそれであり、それ以外の

によって、所在の確認は容易である。<sup>⑨</sup> その中で一四世紀以前の成立のものは少なく、多くは一五世紀後半以降成立の版として残存している。しかしヴィスコンティ国家下での作成に遡ることが確認される版や、そのような版からの改変のない直接の転記が確認されるものもいくつか存在する。一定の考察は可能な状況と言えるだろう。即ち、モツツァニカ（一三〇三年成立。以下、括弧内は一四世紀中の作成年代）、<sup>⑩</sup> アヴェラーラ（一三二三）、<sup>⑪</sup> マルティネンゴ（一三四四）、<sup>⑫</sup> トレヴィーリオ（一三九二）、<sup>⑬</sup> 「ゴッジャ向う」ブレンバーナ溪谷（一三六四）、<sup>⑭</sup> タレッジヨおよびアヴェラーラ溪谷（一三六八）、<sup>⑮</sup> スカルヴェ溪谷（一三七二）である。ヴィスコンティ国家期の成立になるものは、トレヴィーリオのそれを除けば一四世紀の版からの刊行はされておらず、未刊行である。

これらは「溪谷条例集」と平野部の「農村条例集」の二つの類型に分けられる。前者がアヴェラーラ溪谷、「ゴッジャ向う」ブレンバーナ溪谷、タレッジヨ溪谷、スカルヴェ溪谷であり、後者がモツツァニカ、マルティネンゴ、トレヴィーリオである。平野部の三コムーネは、いずれも境界地域の防備集落として重要な役割を担い、早期に大幅な自治を獲得しているという共通点がある。<sup>⑯</sup> 一方溪谷部の三地域は、いずれも都市ベルガモからは遠隔に位置する。うちアヴェラーラとタレッジヨは、世俗当局はベルガモ市でありながら、教会の管轄区としてはミラノ大司教領であり、コモ湖に接続するサッシナ溪谷の付属地と見なされていた。<sup>⑰</sup>

溪谷部については、溪谷内の個々の集落がそれぞれに自らの集落のみを適用対象とした「共同体条例集」を持ち、それと「溪谷条例集」が同時に存在した可能性も想定されている。現にブレンバーナ溪谷の一集落サン・ペッレグリーノには独自の「共同体条例集」が存在したことが確認されているが、現存はしていない。これは放牧規制や祭日の規定など山村の日常生活に関する規定を主な内容とし、溪谷共同体全体に触れるところは少ない。<sup>⑱</sup> ここから、「溪谷条例集」は溪谷を構成する諸共同体間の関係とそれを規制する組織とその運営、溪谷全体が関わる問題を対象とし、「共同体条例集」は日常の生産活動に関わりのある内容を持つていることが分かる。

ヴィスコンティ国家内への代官区としての溪谷の編入は、このような溪谷のあり方とどのような関係にあるのだろうか。一四四〇年代にヴェネツィア支配下で改訂された上ブレンバーナ溪谷条令集の刊行に際して、G・M・ヴァラニーニは比較考察上一三六四年版にも触れ、その性格を本質的に「代官区の条令集」である、とした。即ち、既存の在地的成立過程を持つ条令集を根底とするのではなく、ベルガモ市、あるいはミラノ＝中央でどのような代官区にも適用可能なものとして原案が作成されたものであり、中央からの統制の道具として位置付けられるというのである。換言すれば、ヴィスコンティ国家下で作成された溪谷条令集は、溪谷の自生的共同体に関わるものではなく、「代官区」という行政単位を対象とし、ヴィスコンティ国家の存在意義とその権力行使の形態を定めたもの、と言うことができるだろう。

同様の性格は「農村条令集」にも見出すことができる。ここでは適用範囲は常に単独共同体であるが、成立年代順に辿ってみれば、生産・経済活動の規定を主な内容とした一四世紀初頭のもの（モツァニカ、マルティネゴ）と、一四世紀末ジャンガレアツォの支配下で作成された、国家役人の職務やそれと共同体との関係を含めた複合的な大部のもの（トレヴィーリョ）との間には大きな差異があり、後者では国家に関わる問題の占める割合が格段に高まっている。<sup>24</sup>

本稿の関心にひきつけて考えれば、このような規範がヴィスコンティ国家と在地社会が遭遇するどのような社会史的過程の中で作成・受容され、代官のあり方に反映したかが問題になる。その際に規範史料である条令集を有効に利用するためには、ほぼ同時期に作成されたいくつかの条令集の比較考察が必要になる。事実、いくつかの条令集の条項のインデックスに目を通して見れば、ヴァラニーニが述べたようなブレンバーナ溪谷条令集に見られる代官区の性格が、他の代官区においても共通しているとは必ずしも言えないと筆者には思われる。以下では、上に挙げた一四世紀作成の諸条令集における、代官やポデスタと代官区やポデスタ管区に関する規定を中心に分析し、比較考察を試みたい。

一四世紀前半の条令集では、代官が言及される箇所は少ない。一三四〇年代の平野部のコムーネ、マルティネゴの条令集前文によれば、この条令集は先行するより古い条令集をもとに、ルキーノ及びジョヴァンニ＝ヴィスコンティの支配

下で作成された。条項を見ても、扱われている内容のほとんどは農村生活上の関心に規定されており、ヴィスコンティ支配到達以前のものをそのまま踏襲したものと考えて問題は無い。その中で代官は、ワインの不正計量に関する規定<sup>②③</sup>、作物監視人が領域外に出ることの禁止規定<sup>②④</sup>、放牧中の羊によって与えられた損害に関する規定<sup>②⑤</sup>において、訴え先として指示されているのみである。いずれにおいても、「代官」と「コンスル」は「*coram domino vicario seu consulibus dicti burgi*」<sup>②⑥</sup>「*domini vicarii vel consulum dicti burgi*」<sup>②⑦</sup>「*domino vicario sive consulibus dicti burgi*」<sup>②⑧</sup>と併記され、あたかも代官と共同体によって選出されたコンスルは代替可能であるかのような印象を与えている。実質的には代官には独自の地位と役割は与えられていなかったと考えられる。即ち代官の存在は、ヴィスコンティ支配の受容を形式的に表明するにすぎなかったのだと言えよう。モツツアニカの条令集では、代官やポデスタのような役人への言及そのものが一切見られない。

しかし一三六〇年代以降に作成された条令集になると、代官の義務・職務に関する規定の条項が急増し、その輪郭が鮮明になる。とりわけ一三六〇年代の二条令集、タレッジョ・アヴェラーラ溪谷のそれと「ゴッジャ向う」ブレンバーナ溪谷のそれは、条文の大部分が代官、又はそれに関連する活動の規定に当てられている。

だが一方で、ブレンバーナ溪谷条令集とタレッジョ・アヴェラーラ溪谷条令集は、その構造や内容において様々な差異を見せている。タレッジョ・アヴェラーラ条令集は、ブレンバーナ溪谷のそれとは異なって構造は単純であり、民事・刑事その他への分冊形式すら採用していない<sup>②⑨</sup>。重要なのは、この条令集においては在地的要素への言及が諸所に確認されることである。成立年は一三六八年であり、ブレンバーナ溪谷のその四年後であることを考えれば、ヴィスコンティ側に「代官区の条令集」の準備がなかったことは不可能であり、従ってタレッジョ・アヴェラーラ溪谷条令集を共同体の条令集から「代官区の条令集」への過渡期的存在と見なすことも出来ない。だが一方で、条項の内容は他代官区に増して代官とその職務に関する規定に集中している。即ち、タレッジョ・アヴェラーラ溪谷条令集の位置を、中央による統制／在地の自治、又は都市法文化／溪谷の在地的慣習という対立関係のいずれかに位置付けることは困難なのである。

その成立の背景に関して唯一確実な情報は前文の記述に求められる。タレツジョ・アヴェラーラ溪谷の前文には以下のようにある。

「神の名において、アーメン。一三六八年、インディクチオ二日、二月一七日。これらは、神とその榮譽ある母・処女マリアと聖なる告白者聖アンブロシウスと、使徒ペトロ・パウロ・バルトロメオ・ヤコブの榮譽のために、またミラノと先述の土地の共通のシニョーレである、偉大なる卓越したシニョーレ、ベルナボ・ヴィスコンティ殿の榮譽のために、また共同体と那些人々と先述の土地のすべての個人のよき平和なる状態のために、先述の偉大なるシニョーレによって同地の代官となった懸命にして思慮深きレオナルド・デ・ボルツァーノ・デ・レツジョ殿と、同共同体のセルヴィートルによって、タレツジョのラヴィーナの、ヴィターリ・ロートザ・アリゴニ殿の家の卓、つまり裁判をする場所に、特別に下記のことからのために召集された同共同体の全一般評議会の命令と意志と同意によつて選ばれた下記の人々によつて、作成され、命じられた、タレツジョとアヴェラーラのコミュニネと土地の諸条令である。それらの人々の名前はこれらである。Dominus Vitalis toza Arigonus, Leo Arigonus, Costantius Savionum, Mastaline de Salzana, Palizia de Pegarra, Baronus Belavidus, Zaninus Arigonum, (これらは) 全員がタレツジョの者である。Pasinus dictus Lizolla et Guarinus dictus Mazachanus, 二人ともアヴェラーラの者である。

これら全員が一致して自発的に、いかなる意見の相違もなく、先述の土地の共同体と人々とすべての個々人の善き平和なる状態を希求して……」<sup>⑧</sup>

ここには条令集が支配者と被支配者双方のために作成されたこと、その作成には代官と共同体代表の双方が参加していること、その共同体代表はタレツジョとアヴェラーラの両溪谷から選出され、それらの人々が「一致して、自発的に、いかなる意見の相違もなく」作成したということが明記されている。このように編纂に参加した在地の代表者の名前が列挙された条令集は、少なくともここで検討したものの中では他に例がない。

これらの編纂者達は何者なのだろうか。編纂のための集会の場所として選ばれたのは、ラヴィーナ地区のヴィターリ・



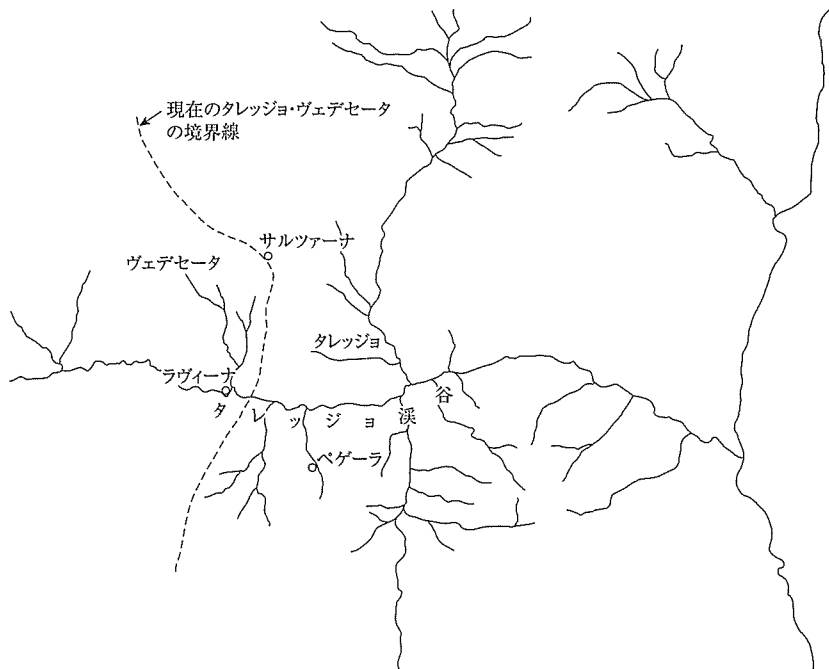
アツリゴーニ (dominus Vitali Arrigoni) の家であり、法律家によって裁判が行われる卓 (ad banchum ubi ius reditur pro iusperitis) であった。

dominus 号が他の編纂者には付されていないことを考え併せても、ヴィターリがこの編纂者集団の中で特別な地位にあったことが推測される。事実、アツリゴーニ家はギベツリーニ派に属する有力な領主として決して無名ではない。九名の編纂者の中にはもう一人、同族のレオ・アツリゴーニもいる。

残り七名は、家名を付されたコスタンツォ・サルヴィオーニ、バローノ・ペッラヴィータ、ザニーノ・アミゴニの三名と、タレッジヨ溪谷内の地域名を付されたマスターリオ・デ・サルツアーナ、ペリツイア・デ・ペゲーラ、加えてアヴェラーラの二名から成る。サルヴィオーニ家とペッラヴィータ家は、サツシナ溪谷の領主であったデッラ・トッレ家を支持した「グェルファイ」と見なされている二家であり、そのアツリゴーニ家との対立の様子は同時代の歴史書『ベルガモ年代記』にも見える。<sup>③④</sup>一方アミゴニ家は、後に一三八二年、他のタレッジヨ溪谷の人々とともに、イマーニヤ溪谷のロータ地区を襲撃するに先立って、自らを「ギベツリーニ」とする公証文書を作成している。<sup>③④</sup>一三八二年に十四年先立つ条令集作成時に「ギベツリーニ」という呼称をアミゴニ家が実際に用いていたかどうかは定かではない。だが呼称の如何に関わらず、溪谷内二陣営の対立関係そのものは決して新しくない。従って地位の抜きん出たヴィターリ・アツリゴーニを除けば、家名付きの編纂者は「グェルファイ」が二名、「ギベツリーニ」が二名という構成である。

では地区名付きの編纂者はどうか。サルツアーナは一種の境界地域であることがすぐに目を引く。タレッジヨ溪谷は往古より、現在のコムーネ（市町村に相当する行政単位）のヴェデセータ及びタレッジヨに相当する二つの地域に大別されており、アツリゴーニ家はヴェデセータに、サルヴィオーニ家はタレッジヨに集中していた。<sup>③④</sup>サルツアーナはその境界領域に相当する（地図③）。

従って全体として見れば、アヴェラーラの地域代表が二名、タレッジヨ溪谷内の地域代表が二名、有力な家のうち「グ



地図3 タレツジョ溪谷

エルフィ」が二名、「ギベツリーニ」が二名に裁判領主が一名という構成になり、地域と地域、党派と党派の間の均衡がここに実現しているのを見ることが出来るのである。この均衡は偶然の産物であろうか。

前文は条令集作成の目的と背景に関して次のように述べる。編纂者達はシニョーレであるベルナボ・ヴィスコンティの代官及び溪谷の共同体の全一般評議会の命令と同意によって選出され、更にこの評議會は、「先述の土地の共同体、人々及び個々人の良き平和な状態、可能な限り最良にして効力のあるありとあらゆる方法及び裁判による勤勉な調査と決定」を希求し、加えて「偽りや悪行を可能な限り遠ざけ、悪行が処罰されず、済むようなことがないようにし、争いに終結をもたらし、いかなる係争からあれ正当な債権者は受け取るべきものを受け取ることができるよう」することを欲していた。これが作成の理由であったといふ。<sup>⑤</sup>

ほぼ同時期に作成された「ゴツジャ向う」ブレン

バーナ溪谷条令集とスカルヴェ溪谷条令集の両者と比較してみると、この点の差異が明らかになる。先述のように、「ゴッジャ向う」ブレンバーナ溪谷条令集は一般的な「代官区の条令集」としての性格を持っていた。一方スカルヴェ溪谷条令集に関しては、全体的に見ればこのような特徴は当てはまらず、森林や鉱脈の利用に関する在地的規定、自治機構としての共同体の役職に関する規定等の条項を相当数含んでいる。<sup>⑤</sup>にも関わらず、全般的な性格を規定する前文や、新しいヴィスコンティ国家の役職である代官に関する規定を見ると、「ゴッジャ向う」ブレンバーナ溪谷条令集のそれと全く同一なのである。従って、それとは明白に異なるタレツジョ・アヴェラーラ溪谷条令集においては、「偽りや悪行を可能な限り遠ざけ、悪行が処罰されずに済むようなことがないようにし、争いに終結をもたらし、いかなる係争からであれ正当な債権者は受け取るべきものを受け取ることができるように」することがこの地の在地的現実から生まれた目的の表現である可能性が否定できない。

タレツジョ・アヴェラーラ溪谷と「ゴッジャ向う」ブレンバーナ溪谷、スカルヴェ溪谷の差は、代官の誓約を定めた条項にも表れている。「ゴッジャ向う」ブレンバーナ溪谷とスカルヴェ溪谷では、代官は単に怒りや愛着の感情を遠ざけて条令集の定める所を遵守し、溪谷には一切損害を与えず、自らの俸給以外は一切要求しないことを誓うのみである。一方タレツジョ・アヴェラーラ溪谷では、土地の人々と「ムーネの財産」を守り、条令集を遵守し、「ムーネの財産」を何者にも譲渡させないこと、またいかなる有罪判決もその課金に関しても決して赦免しないことを誓わなければならない。<sup>⑥</sup>従ってその基調は、共同体共有財産の保護と、正義の回復にあると言える。同様に在地的自治の尊重を示しているとはいえ、スカルヴェ溪谷の代官はあくまで「代官区の条令集」が定める如き一般的性格を保持している。ところがタレツジョ・アヴェラーラ溪谷では、国家機構の体現者である代官の意義付けそのものにも、個別的事情が現れているように思われる。

代官の職務と義務規定の具体的内容に関しては、タレツジョ・アヴェラーラ溪谷、上ブレンバーナ溪谷、スカルヴェ溪

谷の三溪谷においてはほぼ共通である。代官はシニョーレに任命される役人ではあるが、俸給は任地の共同体構成員によって支払われる。代官区を構成する各共同体が俸給の分担金を支払うのである。従って経済的には在地社会への依存度が高い。また任期の終わりには、共同体が任命する監査委員の監査に服さなければならぬ。主要な任務は裁判の遂行であるが、裁判以外で代官に関連する規定を見ると、仲裁強制、武器没収などの職務があり、代官の基本的な役割は裁判による正義の実現、紛争解決及び犯罪統制、平和と安全の保障であったと思われる。

しかしその業務の遂行のためには、在地共同体の協力が不可欠であった。犯罪者の引渡しは在地共同体のコンスルや構成員 (vicini) の義務であり、また告発、法廷への召喚などの初期業務は土地の人間の義務であった。召還にはセルヴィートル (servitor) と呼ばれる役職にある者がその任務に当たる。また仲裁については、代官はその実現が困難な時の最終的な強制を行う権能があるだけで、仲裁そのものには「共通の友人」が当たる。やはり基本的には、在地の主導で行われる紛争解決を承認する、又はその最終的保障者となるという役割に限定されているようである。

このような正義の回復と平和と安全の保障という役割そのものは極めて一般的な性格を持つものである。だが、その受容と定着は個々の在地的文脈に添って行われたはずであり、そのような過程にあつて、事実上の自治の保持に留まらず、条令集の条項における記載という規範的水準においても、在地からの働きかけの結果を反映させたのがタレツジョ・アヴェラーラの事例なのではないだろうか。無論、それがタレツジョ・アヴェラーラのみにおいて可能であり他溪谷では実現しなかった背景には、時局的条件も想定され得る。しかしこれらの個別的条件を全て考慮に入れた上で、一三六四年から一三七二年までのわずか八年の間に作成された三つの溪谷条令集が、それぞれに異なる構造を持つという事実、そしてその内部では、ヴィスコンティ国家の在地的体现者である代官の意義付けすら異なるという事実が示しているのは、この時期の代官区制度、即ちヴィスコンティ国家の地方行政制度が、未だ極めて流動的な性格を保持しており、その輪郭の形成と地域への定着の過程に在地社会的要素が参入する余地を多分に残していた、ということではないだろうか。即ち、代

官及び代官区を中央による統制の回路としてのみ位置付けることは難しく、むしろそれらは、国家が形を成そうとする場に、中央と在地、都市と農村、山岳部の各勢力が参入し、相互に交渉しながら共存へ導いて行く過程の表現であったと言えるのではないだろうか。

次章では条令集を離れ、このような代官の現実的存在を在地社会の中に位置付ける作業を進めたい。

- ① ヴァイスコンティ国家の形成と発展一般についての基本的研究は現在も尚、トレッカーニ・アルブイネーリ社刊 *Storia di Milano* シリーズ所収の P. ロニヤッコの研究が最良。F. Cognasso, *L'Unificazione della Lombardia sotto Milano*, in: *Storia di Milano V. La signoria dei Visconti (1310-1392)* Milano 1955, pp. 1-567; ID, *Il Ducato visconteo da Gian Galeazzo a Filippo Maria*, in: *Storia di Milano VI, il Ducato visconteo e la Repubblica ambrosiana (1392-1450)* Milano 1955, pp. 1-383; ID, *Istituzioni comunali e signorili di Milano* sotto i Visconti, in: *Storia di Milano VI*, op. cit., pp. 449-544; ID, *I Visconti*, Dall'Oglio editore, 1966. 447-7 G. Barni, *La formazione interna dello Stato visconteo*, in *«Archivio Storico Lombardo»* 6, 1941, pp. 3-66; F. Cognasso, *Note e documenti sulla formazione dello stato visconteo*, in *«Bollettino della società perese di storia patria»* XXXIII, 1923, pp. 23-169, 45-157, 67-69, 71-74; F. Somani, *Processi costitutivi, dinamiche politiche e strutture istituzionali dello Stato visconteo-sforzesco*, in: G. Andenna, R. Bordone, F. Somani, M. Valletani, *Comuni e Signorie nell'Italia settentrionale: la Lombardia. Storia d'Italia* 6), Torino, 1998, pp. 681-786.
- ② 中世ベルガモの全体的歴史記述については B. Belotti, *Storia di Bergamo e dei bergamaschi*, Bergamo 1959 [新版 1992]; C. Capasso, *Guelфи e ghibellini a Bergamo*, in *«Bollettino della Critica Bibliotica di Bergamo»* XV (1921), 3, pp. 1-44.
- ③ P. Mainoni, *Le radici della discordia*, op. cit., p. 120; G. M. Varanini, *La tradizione statutaria della valle brembana nel Trecento* e lo statuto della valle brembana superiore del 1468, in: a cura di M. Cortesi, *Gli statuti della Valle Brembana superiore del 1468*, Bergamo, 1994, p. 20.
- ④ C. Capasso, op. cit., p. 22.
- ⑤ B. Belotti, *Storia di Bergamo e dei bergamaschi*, vol. 2, p. 240.
- ⑥ a cura di P. Mainoni, A. Sala, *I "registri literarum" di Bergamo (1363-1410), il carteggio dei signori di Bergamo (Fonti e materiali di storia lombarda secoli XIII-XV) - I)* Milano 2003, p. 68. 611 m. 1 巻 14 節 6 交 録 2 項 録 5 條 2 の 5 項 第 3 章 參照。
- ⑦ *ibidem*, pp. 105-106.
- ⑧ 中世イタリアの法体系については、阪上真千子「十三世紀前半南イタリアにおける普通法・特有法と勅法」『版大法学』第五四卷六号(通関第 134 号) 1100 頁、1131-1141 頁。
- ⑨ M. Cortesi, *Statuti rurali e statuti di valle*. La provincia di Bergamo nei secoli XIII-XVIII (Fonti per lo studio del territorio bergamasco 3), Bergamo, 1983.
- ⑩ Statutum communis de Mozzanica, Archivio di Stato di Milano ("内国大蔵館"), Fondo Statuti Comuni, II(M-Z), (Z1-Mozzanica)

- ① Statuti et ordinamenti antiqui per lo comun de Averara, Biblioteca Universitaria dell'Università degli studi di Pavia (マナボト大教図書館), Aldini 13. (ズレ Averara)
- ② Statuta communis burgi de Martinengo. Biblioteca Civica di Bergamo "A. Mai" (マナボト大教図書館), Sala ID, 7, 39. (ズレ Martinengo)
- ③ Statuta castri Trivillii, Archivio Storico del Comune di Treviglio (マナボト大教図書館), ms. B 3. (ズレ Treviglio)
- ④ Statuta et ordinamenta vallis brembane, Biblioteca Universitaria dell'Università degli studi di Pavia, Aldini 517. (ズレ Brembana)
- ⑤ Statuta et ordinamenta communis terrarum Talegii et Averarie, Biblioteca Civica di Bergamo "A. Mai", Sala ID, 5, 6 (1 冊目) 半葉 54 verso. (ズレ Taleggio e Averara)
- ⑥ Statuta Vallis de Schalve, Archivio Arcipresbiterale, Miscellanea (ズレ Scalve)
- ⑦ G. Chittolini, Legislazione statutaria e autonomie nella pianura bergamasca, in ID, *Citta, comunità*, op. cit., pp. 105-125.
- ⑧ G. P. Bognetti, Le miniere della Valorta e i diritti degli arcivescovi di Milano (sec. XII-XIV), in *Archivio storico lombardo* 1926, pp. 281-308.
- ⑨ M. Tagliabue, Statuti di S. Pellegrino, in *Bergomum* 38, 1944, pp. 27-36; G. P. Galizzi, Ancora sugli «statuti di S. Pellegrino», in *Bergomum* 31, 1957, pp. 41-54.
- ⑩ G. M. Varanini, *La tradizione statutaria*, op. cit., pp. 13-62.
- ⑪ 註③⑤⑥参照。だがトレヴィーリオの郷土作家サンタ・マリーナ・同・トレヴィーリオ条例集には下からの自治精神の反映を認むる<sup>9</sup>。a cura di Tullio Santagiuria ed Eramino Genaro, *Statuta communis castri*

*trivilli*, 1984, Calvanzano.

- ⑫ Martinengo, op. cit., f. 1.
- ⑬ Martinengo, f. I. r.
- ⑭ Martinengo, f. II. v.
- ⑮ Martinengo, f. VI. v.
- ⑯ Martinengo, f. I. r.
- ⑰ Martinengo, f. II. v.
- ⑱ Martinengo, f. VI. v.
- ⑲ マナボト大教図書館マナボト大教図書館蔵書目録に「マナボト大教図書館蔵書目録」・「マナボト大教図書館蔵書目録」
- ⑳ Taleggio e Averara, op. cit., f. 3.
- ㉑ a cura di C. Capasso, *Chronicon bergomense quelfo-ghibellinum ab anno MCCCLXXVIII usque ad annum MCCCXVII*. R. I. S. (= *Rerum Italicarum Scriptores*) 2, t. 16 p. II, Bologna 1926, p. 41; V. Bartolomeo, *La valle brembana con Taleggio e Sertana e la valle Inagna con la Brembilla vecchia: notizie storiche, geografiche, artistiche, genealogiche e biografiche*, Bergamo, 1895, pp. 93-95.
- ㉒ *Chronicon bergomense*, op. cit., p. 20.
- ㉓ Archivio di Stato di Milano, fondo confine, cartella 288.
- ㉔ V. Bartolomeo, *La valle brembana*, op. cit.
- ㉕ Taleggio e Averara, op. cit., f. 3.
- ㉖ Scalve, rubrica 3-13, 76-83, 100-110.
- ㉗ Scalve, 標本 2 verso rubrica 1.
- ㉘ Scalve, rubrica 1; Brembana, rubrica 6.
- ㉙ Taleggio e Averara, rubrica 4.
- ㉚ Taleggio e Averara, rubrica 1; Brembana, rubrica 7; Scalve, rubrica 2.

- ④① Taleggio e Averara, rubrica 5; Brembana, rubrica 9, 10.
- ④② Taleggio e Averara, rubrica 10; Brembana, rubrica 82; Scalve, rubrica 60.
- ④③ Taleggio e Averara, rubrica 34, 57.
- ④④ Taleggio e Averara, rubrica 15; Brembana, rubrica 171, 同 Criminali 58, 59, 60, 61, 62, 105, 116.
- ④⑤ Taleggio e Averara, rubrica 18, 19; Brembana, rubrica 46, 194, 195, 196, 197, 207, 208; Scalve, rubrica 34, 35, 45, 69, 70, 71, 72, 73.
- ④⑥ Taleggio e Averara, rubrica 10; Brembana, rubrica 82.
- ④⑦ 一三六〇年代のベルナボ・ヴィスコンティはグェルフィ反乱への

対応に奔走してしたが、ブレンバーナ溪谷全般とスカルヴェ溪谷もその例外ではなかった。<sup>9</sup> A. Sala, *La cospirazione antisconterea*, op. cit., pp. 9-35. ④のようなブレンバーナ溪谷とスカルヴェ溪谷が、反乱鎮圧後に中央の意図をより強く反映する「代官区の条令集」の諸条項を採用せざるを得なかった一方、強力なギベツリーニの領主を持つこともに聖俗双方の当局と複雑な関係を結んでいたタレッツジョ・アヴェラーラ溪谷が比較的自由的な条令集の作成を行い得たであろうことは想像可能であろう。またこの溪谷では、ベルナボへの従属は、在地のグェルフィ・ギベツリーニ双方にとつての共通の利益であるミラノ大司教の領主権からの解放を意味していた。

### 第三章 代官と在地社会の現実

規範史料には現れない代官や人々の具体的な活動を示すのは、彼らがベルガモ在庁のシニョーレの役人と取り交した書簡の写しの記録簿である。ベルガモ市立A・マイ文書館は、一四世紀後半から一五世紀初頭に至る時期のこれらの記録簿原版五冊、即ち「ソツツォーネ・スアルディの備忘録」「キゾラ記録簿」「一四〇〇年ベルガモ・コム・ネ書簡記録簿」「一四〇七年ベルガモ・コム・ネ書簡記録簿」「一四一〇年パンドルフオ・マラテスタ殿書簡記録簿」を保存しており、これら五冊がまとめて二〇〇三年にP・マイノーニとA・サーラの編纂によって『ベルガモ書簡記録簿』として刊行された。<sup>①</sup> 中でも本稿の関心にとつて最も重要なのは「キゾラ記録簿」である。ジョルジョ・キゾラは一三六八年から一三七〇年にかけてベルガモで「レフェレンダリオ」と呼ばれるシニョーレ補佐官の役に就いていた人物である。その基本的な職務は税財政の監督であり、ポデスタ、カピターノ（軍指揮官）とともに、ヴィスコンティ国家下における各都市領域行政にあたる三要職の一つをなしていた。代官への指令を伝え、また彼らからの報告を受けたのはこのシニョーレ補佐官であ

り、全五冊中代官を直接の名宛人とした書簡を含むのは「キゾラ記録簿」のみである。一方二冊のコムーネ書簡記録簿はほとんどの書簡の差出人をミラノ公側とし、パンドルフオ・マラテスタのそれは当該時期のベルガモに短命なシニョリーア支配を確立したマラテスタ側を差出人とする。名宛人は多様であり、特権の承認や嘆願への返書などから成る。本稿でこれらの史料を使用する目的は在地社会の実情の検討にあるため、五冊の記録簿のうち関連する名宛人と差出人を持つ書簡の内容を吟味するという方法を用いることとしたい。

これらの書簡に一通り目を通して得られる最初の印象は、地域社会に対する代官の立場の非常な弱さである。キゾラ側からは各地の代官に対して税の滞納に関する督促が頻繁に要求されているが、それに対する代官の返信を見ると、彼らの要求が在地共同体の前にはしばしば無能であつたことも分かる。一三六八年、サン・マルティーノ溪谷代官は次のような返信をキゾラに送っている。

「ご書簡拝受いたしました。サン・マルティーノ溪谷及びパラッツァゴの人々と評議会、及びその公式の集会で拝見いたし、その内容が示されました。……すると先ほど申しました人々は、一致して、自分達に課された分担金を払う積もりもなければ、その負債を負わされる積もりもない、と申しました。同様に、毎月一般関税 (tolomei generalis) が彼らによつて支払われる時には、シニョーレの特別な書簡なしには払うつもりはない、とも申しました。又、当地に代官が設置されて以来、全額を支払つて来たのだから、代官が当地に在任して職務を遂行しない限りは払う義務はないのだ、とも申しました。……(彼らは、この) 特別なご書簡を拝見しても、殿のご命令に全てにおいて従う意志は全くありません。早期の秩序回復が出来るようでしたら、貴殿に支払われべき額が支払われるであります。イマーニャ溪谷の人々については、私の管轄下にはございませんので、統制を致しかねます。」<sup>②</sup>

代官アンブロージョ・マリーアは共同体の集会の場でキゾラの書簡を示して納税の督促をしたが、共同体側は頑として聞き入れなかった、というのである。



代官は、このような脆弱な実力で在地社会との複雑な関係に立ち向かうことを強いられていたのであるが、このことは、では国家と在地社会の双方が、そのような弱体な存在である代官にどのような意義を与えようとしていたのか、という問題を投げかける。キゾラ書簡に見えるシニョーレ補佐官から代官への指示には、条例集の規定をはみ出す内容の職務が実際には担われていたことが見える。キゾラの任期はグェルフィ反乱の渦中に当たるため、それが例外的事態であった可能性は否定できない。だがグェルフィ・ギベッリーニ抗争そのものは、規模の差こそあれ全ヴィスコンティ支配期間に渡って絶え間なく継続している。ベルナボ・ヴィスコンティによる溪谷部への穀物輸送停止処置を経て、各溪谷が降伏し、一三六九年三月には一旦ベルガモ溪谷部での平和が実現する。しかしこのようなシニョーレ側の努力にも関わらず、やがて各地域での紛争が再発し、継続するのである。従ってこのような紛争状態は一四世紀ヴィスコンティ国家の基調であり、全てを例外と見なす必要はないのではないだろうか。

キゾラ書簡中には、比較的頻繁に反乱者の財産処分の際しての競りに関する指示が見られる。以下は、一三六九年三月一二日、キゾラがトレスコーレの代官に宛てた書簡である。

「親愛なる友へ。……貴殿に委ねられた裁判領域にある、我らが偉大なるシニョーレへの反乱者の不動産は全て、各々を別個に、同時に別々のものとして、我らが偉大なるシニョーレのよき状態がさらによくなるようにして、賃貸するための競りに付すように、直ちに命令するよう貴殿に書き送る。そして、それらの財産やその一部を「競りに付す」決定をする前と、それを数日にわたって、また数回競りに付した後で、それについて貴殿がなすことの一々を私に書き送ってほしい。……というのは、我らが偉大なるシニョーレは、彼への反乱者の財産が、その値について定めたところの国庫への年額負担金が滞納なく納付されるように、もつとも高額を提供する者に貸し出されること、または年負担を先述の国庫に上のように納めるであろうところの、先述の不動産が所在する土地または領域の共同体に与えられることを望んでいるからである。

G (ジョルジヨ)

ベルガモ 三月二日<sup>③</sup>

これを見ると、シニョーレの側が反乱後の国庫収入を維持することに多大な関心を払っていたことが理解できる。そのため、反乱者の没収財産は、高額提供者がいなければ現地住民、とりわけ共同体に与えられることが望まれていた。このような形で、「シニョーレのよき状態がさらによくなるように」財政収入確保を行うことが代官には期待されていたと言えよう。

では地域住民達は、このような代官に対してどのような態度で臨んだのか。トレスコーレの競りはその後若干の困難に遭遇する。十日後、キゾラはベルガモのポデスタと連名で次のような書簡を再度送付している。

「……先だつては貴殿に、貴殿の裁判領域内にあるシニョーレへの反乱者の財産を賃貸し、それについて貴殿がなすことを逐一こちらに書いてよこすよう書き送った。しかしその後何一つこちらの耳に入っていない。しかしブルサポルコの土地と領域にある反乱者の財産の賃貸に関して、おそらくは貴殿に委ねられた裁判領域に属さないと願ひて、それを賃貸するために貴殿がならぬ新しいことをしていないと聞いている。……先述の財産の貸し出しおよびブルサポルコの土地と領域にある財産を貸し出すことについては、貴殿に委ねられた裁判領域には属さないものであるが、貴殿と同様にそのごくわずかな距離のゆえに、ベルガモの領域の代官の中でうまく任せられる者が誰もいなかったため、貴殿が入念にかつ勤勉に督促されたし。……」<sup>④</sup>

ここには管轄領域をめぐる制度上の問題もあるが、しかしそれがなれば競りが順調に運んだかどうかは、次に引用する書簡を見ると疑わしい。同じ一三六九年四月二十八日、キゾラはロマーノのポデスタに宛てて次のように書いている。

「……他所で貴殿に繰り返し書いたように、シニョーレの御意思は、「レクペラート・リヴォラの」財産がその所在する土地と領域の共同体と人々に貸し与えられることであるが、そのようにしてロマーノとコルテノーヴァの土地と領域の内部にある、故レクペラート・リヴォラ殿の財産が貸し出されていないということは、まったく驚くべきことである。そこで再三貴殿に書き送る。直ちに、先述の「ロマーノとコルテノーヴァの」人々を、先述の財産を適宜な、しかしその賃貸料に値する価格で引き受けるように強制しなければならない。……」<sup>⑤</sup>

これを見れば、ロマーノで競りが進行している様子は微塵もなく、ついには強制処置に出なければならなかったことが分かる。同様の反乱者財産の処分未進行は、同年五月一三日、アルメンノの代官に宛てられた書簡にも記録されている。<sup>⑥</sup>比較的頻繁に生じた事態だったのである。ロマーノの不動産は、ゲルフィの代表的指導者・リヴォラ家のものであった。したがって、現地の人々がゲルフィによる報復を恐れたり、その党派的影響力を受けたりした結果、競りのサボタージュが行われていたと考えることもできるだろう。つまり、代官の任務の成否を左右するのは彼らなのである。

コムーネの書簡記録簿の中には、代官が党派抗争の渦中で人身と財産への物理的な攻撃も覚悟しなければならなかったことを示す事例もある。一四〇〇年、元下セリアーナ溪谷代官ペトロ・フランチスキは、自らが任地のゲルフィから受けた攻撃と被害について次のように書簡をしたため、補償を要求している。

「……同ペトロが、貴方方のために、先だつてのベルガモの戦争の時に上述の溪谷の貴方方の代官として居住しておりました、アルビーノの地が、同地の敵によつていかに過酷な侵略を受けたかについては十分な報告があつたことと思ひます。この敵達は同地の人々を大量に殺した上に、同ペトロの家来二名をも殺害し、アルビーノの家々と、同ペトロがそこに撤退していたところのヴィアーナの塔を略奪・放火いたしました。さらに同ペトロの全財産を奪ひ、更に、貴方方の名誉を損なわなうために代官職として用いるために認められ与えられていたところの財産及び物品をも同様に（略奪しました）。当時貴方方の代官であり、貴方方への奉仕のためにベルガモにおりましたジョヴァンニ・デ・ラッポラーノ殿からも、上述のペトロに対してなされた略奪品が、すべて購入されペトロに返却されるべく命令がなされるようにとの求めがなされました。それにも関わらず、同ジョヴァンニ殿は、貴方方の追放者達の占領軍のために、上述のことからの実行をやめてしまいました。……」<sup>⑦</sup>

「同地の敵」とは、他地域の人々とも同盟した下セリアーナ溪谷のゲルフィのことである。一四〇〇年に下セリアーナ溪谷の諸共同体に対してミラノ公側から下された書簡を見ると、このゲルフィによつて攻撃されたギベツリーニ達からの嘆願を受けて税の軽減措置が取られており、そこに以下のような嘆願書の写しが同封されている。

「栄えある君主にして卓越した公であるシニョーレ、我々のシニョーレへ……当時、下記の貴殿の溪谷には一五〇人以上、ギベッリーニの忠実な人々が住んでおり、課された負担を支払い、支えておりました。さらに、先述の山岳地の貴殿の敵対者達に対する障害となり、貴殿の *signori* と名譽の防衛者ともなっております。しかし二年ほど前から、先述の……嘆願を行う、ベルガモのみならずブレッシヤ、クレマ、ローデイ、クレモナの貴殿の *signori* への敵対者であるグエルファイによってなされた戦争や殺害や略奪や放火や人口流出のために、先述の……ここで嘆願を申し上げる者達は七〇〇人を超えず、その財産の三分の二を失ってしまっており、そのため常のように負担を受け入れ支払うことが出来ないのであります。……

貴殿の忠実なる僕である、ベルガモ管区下セリアーナ溪谷のギベリーニの党派のガンディーノ、上ネンプロ、ガツツアニーガ、カツツアニコ、レッツフェ、バルツイッツア、アルビーノの共同体と人々のセルヴィートル達<sup>⑤</sup>」

グエルファイ達は、ベルガモのみならずブレッシヤ、クレマ、ローデイ、クレモナの反ヴィスコンティ勢力と同盟し、大規模な戦力をなしていた。このような同盟に基づく戦力を頼みに、管区内の住民は十分な実力行使の可能性を持っていたのである。このような在地的勢力関係の渦中にある代官の前には、しばしば多大な困難が横たわっていた。上述のペトロロは、その後ベルガモ市の法廷で問題を解決しようと試みる。しかしそれに先立って、シニョーレに書簡をしたためなければならなかった。ベルガモ市の条令に基づいて裁判が行われた場合には、ペトロロのようにギベッリーニを弁護士とする訴人に対しては必ずグエルファイの裁判官を用いる規定となっており、そのため自らに不利な判決が下されることを恐れたからである<sup>⑥</sup>。

にも関わらず、このような弱体な代官が存在し続け、受け入れられ続けていたのはなぜなのだろうか。ここで先に挙げた一三六八年のサン・マルティーノ溪谷代官の書簡を想起したい。注目に値するのは溪谷住民の議論の構成である。彼らは「代官が設置されて以来全額を払ってきた」のであるから、「代官が当地に在住して職務を遂行しない限りは払う義務はない」のだと言う。書簡はサン・マルティーノ溪谷内のポンティーダで作成されているから、代官が完全に溪谷を放棄

したという訳ではないだろう。しかし督促が行われた時点では長期的な不在が日常化していたものと思われる。代官は職務を遂行していない。ならば何故支払わなければならないのか？これが溪谷住民の論理である。

農村部における領主領民間の契約的關係觀念に基づく領民側の権利主張は、ヨーロッパの各地に確認されているが、イタリアのヴィスコンティ国家支配下においても、その事例が近年多数確認されている。即ち、領主は戦時における暴力からの保護はもちろんのこと、上位権力による加重な課税や不正から領民を守り、正しく迅速な裁判を行うなどの「保護と庇護」の義務を果たすことよつてのみ領主たりうるのだという周知のO・ブルナーの領主領民關係類型は、都市・君主・封建領主などの絶え間ない競争の中で支配権力が被支配者に対する正当化を余儀なくされたイタリア地域国家下社会において豊かな事例に遭遇しているのである。同様の認識が、一般の領主領民關係を超えて、国家―住民關係に援用された可能性をここで推測することは、推論の行き過ぎであろうか。いずれにせよ、サン・マルティーノ溪谷住民の議論は、彼等が国家役人と住民の關係を双務的なものと認識していたことを明白に物語っているように思われる。

但し、このことは必ずしもアンブロジー・マリーアの職務怠慢が彼の過失のみによつていたことを示すものではないだろう。ここでの彼の任地不在の理由は一切不明であるが、サン・マルティーノ溪谷がゲルフイ住民の割合の高い地域であり、ベルナボのゲルフイ抑圧に端を発する党派抗争の激化が見られたことを想起すれば、ベルナボの役人である代官がゲルフイによる攻撃の対象であり得たことは容易に想像される。これにセリアーナ溪谷のアルビーノの代官の館の焼き討ち事件を併せて考えれば、代官への攻撃と諸税や俸給の不払い闘争が一体化して、同一の運動の二極面を表している可能性も推測させるように思われる。国家の体現者である代官は、君主の政策如何によつて「保護と庇護」の担い手から敵へと容易に転化しうるのである。

ここまで検討してきた事を総合して考えれば、代官やポDESTAが自らの管区を対象として任務に向かう場には、国家と地域の關係を形成する上で相当に広範な交渉の余地が与えられていたことが理解される。そのような状況に、党派や対立

しあう小地域共同体などが参入する中で、「保護と庇護」を始めとする様々な正当化と自己主張の論理が練り上げられていったのではないだろうか。

次に引用する書簡は、一三六九年四月一七日ブレンバーナ溪谷代官に宛てられたものである。

「ブレンバーナ溪谷の共同体と人々は、*et cetera* に関してはベルガモに一切金銭を送らない覚悟があり、またお互いの間でそう命じあつており、それはなぜならアラリオロ・ボルドノが彼らにある特定の場所で穀物を与えようとしたが、その場所は、その穀物のうち一セスタリオを求めに行くのに、行って帰って宿泊するのに二倍の費用がかかることを考えれば、到底近寄ることができないため、「自分たちの」生存のための穀物がないからだ、ということを知り及んだ。同様に、「ベルガモ」市民と同様に負担を負い税を納めているのであるから、自分たちもベルガモ市民と同様に穀物を得られるのでなければならぬ、と言っている。ただちに先述のことについて貴殿が良かれと思うように取り計らい、そのことについてこちらは何をなすべきかを書いてよこすように。」<sup>⑩</sup>

ブレンバーナ溪谷住民は、やはりここでも国家に対する義務の履行を正当化の根拠として、自らの権利主張を展開している。また、先に挙げたアルビーノ焼き討ちの事例では、ギベツリーニ住民は自らを「ギベツリーニの忠実な人々」「貴殿の敵対者達に対する障害」「貴殿の status と名譽の防衛者」と呼び、反対にゲルフィを「貴殿の国家への敵対者」と規定していた。即ち、彼らはこの抗争を単なる在地的抗争ではなく、国家への攻撃とその防衛と位置づけ、正当化を行っているのである。ここに在地のゲルフィとギベツリーニがヴィスコンティとの関係に見出した意義の一端が垣間見えるであろう。即ち、国家との関係の論理の中で自らを正当化して優遇措置を獲得し、又抗争を有利に展開するという一面である。

次に挙げる、イマーニャ溪谷代官ステファノ・デッピテオからキゾラへ宛てられた報告の書簡は、ゲルフィ地域住民の国家への強力な抵抗の証左としてベルガモ郷土史学においては比較的頻繁に言及されてきたものである。ここで、上に述べてきたような国家と在地社会との関係を考慮して再読してみたい。

「親愛なる殿へ。トーパーデロカテツロが本日私に、イマーニヤ溪谷の者達は非協力的で、いつでも不服従に及ぶ用意があるので、私達の偉大なる殿がトーパーとメルロロデロロータを派遣して、ミラノの偉大なる殿の下へ行かせることが善策であるように自分には思われる、と申しました。そしてもしメルロロが行きたがらない場合には、同メルロロとイマーニヤ溪谷の者達はありとあらゆる悪行に取り掛かるのだと思うべきであろうとトーパーは申します。もしメルロロが先述の命令を受けてミラノへ参つた場合には、その時には先述の偉大なる殿の口から、メルロロに、いかなる目的のためにイマーニヤ溪谷の者達はカルミナーティと結びついたのか、そして何故、毎月払うべきものを払わないのか、とお尋ねいただきたい、と。もし同人が支払わず、その他のものも支払おうとしない場合には、このようにすることで、先述のメルロロとイマーニヤ溪谷の者達の意図をお知りになることでしょう。更に、と、先述のトーパーは申します。もしメルロロがミラノへ赴くようであれば、先述の卓越せる殿に彼と彼の事柄に関してご安心戴けるように、（メルロロが）戻らないことが最良でございます。また、先述のメルロロの約束には一つとて信を置かれてはなりません。……また、メルロロもイマーニヤ溪谷の者達も毎月支払わなかったために生じ、トーパーが自ら払うつもりだと言っておきながらそれが出来なかつたところの負債の支払いに充当されるべく当方から送金することができようなどとはどうぞ期待下さいませんよう。最後に貴殿にご報告申し上げます。メルロロの親族（agnati）の者三名が現在、ベルガモ、コモ、レッコ、Bridgumへ通じる道に接近しております。そしてそこで二人のドイツ人商人から一八フローリンを貨幣で、その他価値五フローリンに上るところの全ての物を奪っております。これを、まさしく私が居住しておりますポンテティダから一マイルのところで行つたのであります。メルロロには、私のところへ出頭するように命じました。（ところが）使節には、行ける時に行く、だが目下は無理だと応えました。そこで彼の意図と、彼の親族（agnati）が街路を駆け回って略奪を働き、善き平和な状態を乱す理由を我々が知ることができるようにと彼に命じました。

三月二日 ポンテティダ イマーニヤ溪谷代官ステファノデッピテオ<sup>⑩</sup>

第一に、強盜略奪を働くメルロロデロロータに対して、代官ステファノが全くなす術もないことがここでも確認される。メルロロの略奪行は親族の者とともに行われているが、ロータはオルモとともに名を馳せたグェルフィの有力首領であり、

イマーニヤ溪谷北部に強固な基盤を持っていた。

加えて、ここではステファノに対するトーパッデロカテッロの働きかけも注目される。メルロとイマーニヤの人々は、負担の分担額を支払っておらず、その穴埋めをトーパが行おうとしていた。しかし果たせず、トーパは、自らと対立関係にあるメルロとその配下の「イマーニヤ溪谷の者達」を「いつでも不服従に及ぶ用意がある」と訴え、権力の手に引き渡そうとしている。

ここでは、代官はロータとロカテッロの在地的抗争の渦中での一つ的手段として在地社会の秩序の内部に位置付けられていることが分かる。結束した在地社会に対して、代官はいかにも無力であったが、分裂したそれに対しては、在地的権力抗争や対立、紛争を遂行する上での一つの正当化手段、有利な回路の一つとして、新たな意義を獲得し、その存在を根付かせつつあったのだと言えるのではないだろうか。

また、上の書簡でステファノは「負債の支払いに充当されるべく当方から送金することができようなどとはどうぞご期待下さいませんよう。」と念を押しているが、このことは逆に代官による負債の代納が有り得たことを示している。事実、一三九七年には、下セリアーナ溪谷の代官マンゾーニッデマンテッロが、溪谷共同体構成員とともに、「自らと溪谷共同体の名において」課税を受ける主体となつてゐる事例まで見られる。<sup>①</sup>

人身と財産に加えられる暴力に対する暴力による保護に加え、代納や保証による財政的保護は契約的支配―被支配関係において重要な意義を担っていた。在地的紛争状況に対する代官の立場の弱さと、それを支える社会構造は、代官がその定着を図るために地域住民への保護関係に訴える必要を増大せしめたものと考えられる。言い換えれば、本章冒頭に述べたサン・マルティーノ溪谷住民の論理に見られるような国家と地域住民の「保護と庇護」の双務関係の論理と、在地的紛争の遂行における住民側の戦略の接合する部分に、代官の位置が確認されるのではないだろうか。

① a cura di P. Mainoni, A. Sala, I "registri litterarum" di Bergamo

(1363-1410), il carteggio dei signori di Bergamo (Fonti e materiali di



- storia lombarda (secoli XIII-XV(D-1), Milano 2003. (以下 *registri*)
- ② *registri*, op. cit., p. 95.
- ③ *Ibidem*, p. 98.
- ④ *Ibidem*, p. 100.
- ⑤ *Ibidem*, p. 111.
- ⑥ *Ibidem*, p. 111.
- ⑦ *Ibidem*, pp. 235-236.
- ⑧ *Ibidem*, p. 206.
- ⑨ *Ibidem*, pp. 270-271.
- ⑩ O・ブルンナー著、石井紫郎、石川武、小倉欣一、成瀬治、平城照介、村上淳一、山田欣泉訳、『ヨーロッパ——その歴史と精神』、岩波書店、一九七四年第一刷。M. Della Misericordia, *Divenire comunità*, op. cit.; M. Gentile, *Terra e poteri*, op. cit.; A. Ganberini, *La città assediata*, op. cit.
- ⑪ *registri*, op. cit., p. 104.
- ⑫ *Ibidem*, p. 67.
- ⑬ *Ibidem*, p. 247. a. 1397.

おわりに

ここで本稿のまとめとして、国家と地域の間集団との関係について、本稿がヴィスコンティ国家機構を農村領域・山岳部において代表する代官職と代官区地域社会の規範と現実を検討することで明らかにし得たところを整理し、考察を加えたい。

ヴィスコンティ国家は、その体現としての代官やポデスタを農村部や山岳部に設置し、その役割を形式的な支配承認の象徴から、裁判と平和の全般的監督者へと徐々に具体化させていった。しかしその実現を實質的に左右したのは、在地社会内部の人間集団とその相互関係である。構成員達は、在地社会内部の党派の抗争を勝ち抜き、その基盤を強化するための手段として、ヴィスコンティ国家機構を受け入れ、そこに国家から与えられるものとは異なる在地的な意義をも付け加えていった。党派抗争の展開と、その抗争を支えた同盟関係、それに基づく住民側の高い武力の利用可能性は、定着過程にあった代官の地位を大きく規定した。規範的水準においては代官に平和と正義の保護者としての役割を与え、さらにそのような役割の解釈において、共同体財産の保護や負債関係の健全化という、在地的需要に基づく意義をも加えていった。

一方現実的在地社会との関係においては、代官の実質的弱体性に基づいて代官と地域住民との関係に保護と庇護の原理に基づく双務契約的性格が与えられ、そしてそのような原理が、国家が在地紛争に正当化の根拠を与えることや、在地の党派の紛争遂行における道具としての代官の役割と接合することによって、代官の地域内への定着が進展していった。ここでは、国家と在地社会がそれぞれの目的を異にする発展過程の中で、両者の間に不可分の関係を形成していったことが示されていると言えるだろう。即ち地域社会史と国制史の同時進行化にこそ、中世後期の地域／領域国家の特徴があると言ふべきである。そしてヴィスコンティ国家の形成・発展過程は、その最良の事例の一つであると言ふことができるのではないだろうか。

そのような過程において、イタリア中世史を特徴付けるゲルフィ・ギベッリーニ抗争の在地的展開が中核的役割を果たしたことの意義は大きいと言えよう。本稿における検討対象は、ヴィスコンティ国家機構の一部である代官とその任地における在地的人間集団との関係であり、ゲルフィとギベッリーニはその構成要素として扱ってきた。しかしこれらの党派は、周知のように代官区という狭い在地的領域の枠組みを超えた広がりを持つている。そのような党派的同盟関係の広がり、在地紛争の展開と、それに基づく地域—国家関係の形成にも影響を与えたことは、本稿においても垣間見られた通りである。

換言すれば、コミュニネ世界の混乱の担い手である党派こそが国家と地域の関係を形成する不可欠の要素となったという事実、そして国家と在地社会集団の双方が党派と接合し、そのメカニズムと論理を自己のものとするを通じて、相互の関係形成の舵を取っていったという事実は、次のような方向での議論を要請すると言えよう。第一に、ゲルフィ・ギベッリーニの党派そのものの構造とその機能を、狭い在地領域を超えた広がりにおいて国家との関係を視野に入れつつ検討すること。そして第二に、ゲルフィ・ギベッリーニというイタリア固有の現象を、同様の歴史的役割を持った他地域の現象と比較検討することである。これらの問題については、稿を改めて論じたいと思う。検討を続けたい。

## Il vicario e il vicariato a Bergamo del XIV secolo sotto lo stato visconteo

di

SATO Hitomi

Lo stato visconteo nel XIV secolo fornisce uno dei migliori esempi del percorso sperimentale della formazione dello stato regionale nel periodo rinascimentale dell'Italia centro-settentrionale. A cominciare dagli anni settanta del ventesimo secolo, maggiori sforzi sono stati impiegati per rivalutare il significato storico di tale ordinamento statale. Il modello strutturale dello stato regionale proposto da G.Chittolini, in cui il principe o la città dominante si assume il ruolo di punto di riferimento nel dialogo tra diversi corpi locali nel corso di una riorganizzazione territoriale per un maggior equilibrio, resta tuttora alla base della nostra comprensione dell'istituzione statale nel periodo in questione. Tuttavia rimane ancora aperto il problema del dinamismo storico che raggiunge una tale struttura nel XV secolo. Il presente lavoro intende far luce su taluni aspetti nel corso della formazione dello stato visconteo, analizzando il luogo d'incontro tra un elemento statale nuovamente istituito dai Visconti e la società e gli uomini locali, quali il vicario e il vicariato nelle valli e nelle campagne del XIV secolo a Bergamo.

I significati attribuiti al vicario e al vicariato al livello normativo emergono dagli statuti rurali e delle valli. Tali statuti sono stati sovente ritenuti come gli "statuti del vicariato", elaborati nelle città e imposti dai Visconti per un maggior controllo dall'alto, quindi con una omogeneità adatta per essere applicata a qualsiasi vicariato. Tuttavia l'analisi e il confronto tra alcuni statuti condotti in questa sede, soprattutto tra gli statuti della val di Scalve, della valle Brembana e della valle Taleggio, rivelano delle significative differenze tra essi. Gli statuti della val di Scalve si differenziano per contenere non pochi ordinamenti relativi alla vita comunitari e all'autonomia locale da quelli di altre due valli che ne contengono pochissimi riferimenti. Le clausole riguardanti l'ufficio del vicario, tuttavia, sono identiche tra quelle della val di Scalve e quelle della Valle Brembana. Assai diversi sono invece gli statuti della valle Taleggio, che riportano i nomi dei compilatori locali, l'obbiettivo specifico della compilazione degli stessi statuti e un'interpretazione particolare del ruolo dell'ufficio del vicario come protettore dei beni comuni della valle. Tali differenze mostrano ben chiaro il largo spazio aperto all'inserimento degli elementi locali nel corso di determinazione

del profilo istituzionale dell'amministrazione locale dello stato visconteo.

Le attività dei vicari al di fuori delle norme statutarie sono riscontrabili nelle corrispondenze con il referendario. Le loro lettere delineano una sostanziale debolezza dell'autorità e del potere del vicario nei confronti delle società e degli uomini locali, che, trovandosi in mezzo ai conflitti fazionali, disponevano dei rapporti di alleanza fazionale e di una buona possibilità di sfruttare le loro forze armate. Tale debolezza diede luogo sia alla libera definizione della natura del rapporto tra lo stato e gli uomini del posto, in cui esso è interpretato in termini di "protezione e difesa", che all'inquadramento degli elementi dello stato visconteo nei contesti locali come mezzi di legittimazione dei microconflitti locali.

Quindi nel percorso d'inserimento del vicario e del vicariato nella società locale di Bergamo qui esaminato, si riscontra un largo spazio per le iniziative locali e lo sviluppo istituzionale dello stato che andarono di pari passo, formando un stretto rapporto di interazione tra essi.

Die Wahrnehmungen der „Region“ und der  
„Grenze“ bei deutschsprachigen Eliten Tirols im 17.  
und 18. Jahrhundert

von

SAKUMA Daisuke

Viele der bisherigen Regionalismusforschungen gehen davon aus, dass eine „Region“ über eine ethnisch, historisch-kulturell homogene territoriale Einheit verfügt. Das Territorium Tirols überschritt jedoch den Alpenhauptkamm und deren Bevölkerung bestand aus der deutschsprachigen Majorität und der italienischsprachigen Minorität. Die Hochstifte Trient und Brixen waren vor 1803 mit der Grafschaft Tirol nicht vereinigt. Wie nahmen eigentlich die deutschsprachigen Eliten Tirols eine „Region“ und eine „Grenze“ wahr? Um dies zu beleuchten, habe ich Landesbeschreibungen im 17. und 18. Jahrhundert zum Gegenstand meiner Betrachtungen gewählt.

Die Entstehung der Landesbeschreibung setzt eine Denkart, die das Land als die sich von anderen Gebieten zu unterscheidende Einheit betrachtet, voraus. Verfolgt man die Inhalte der Landesbeschreibungen, jedoch so wird deutlich, dass „Grenzen“ oder Vielfältigkeiten innerhalb Tirols auch erkannt wurden. Für die Verfasser im 17.